

平成28年（ワ）第1708号 不実告知等差止請求事件

（次回期日：平成28年11月30日午後2時）

原 告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
外10名
被 告 株式会社ベルカディア

平成28年11月4日

上記原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 尉 久
同 富 本 和 路
同 浦 本 真 希
同 木 村 裕 介
同 大 橋 慧

神戸地方裁判所第5民事部合議A係 御 中

求 釈 明 申 立 書

頭書事件について、原告らは、被告に対し、被告がこれまで使用してきた「イベント参加チケット」について、次のとおり求釈明の申立てをする。

- 1 (1) 被告が、別紙契約条項目録 1 の文言が記載された「イベント参加チケット」を使用していた年月日は、いつからいつまでか。
(2) (1)記載のチケットを現在も保管しているか。
- 2 (1) 被告が、別紙契約条項目録 2 の文言が記載された「イベント参加チケット」を使用していた年月日は、いつからいつまでか。
(2) (1)記載のチケットを現在も保管しているか。
- 3 (1) 被告が、別紙契約条項目録 3 の文言が記載された「イベント参加チケット」を使用し始めた年月日は、いつか。
(2) (1)記載のチケットを現在も使用しているか。
- 4 (1) 既に契約条項目録 3 の文言が変更されている場合、現在「イベント参加チケット」に使用している文言はどのようなものか。
(2) いずれの場合であっても、現在「イベント参加チケット」に使用されている文言を近いうちに変更する予定はあるか。

以 上

契 約 条 項 目 録

- 1 私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、貴社の故意または過失による場合を除き、貴社に対する責任追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。

但し、募集型企画旅行契約の場合には、私は、標準旅行業約款に基づき貴社の定める国内（または海外）募集型企画旅行条件書に規定される特別補償に関する請求権を放棄するものではありません。

- 2 私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、貴社の故意または過失による場合を除き、貴社に対する責任追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。

但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。

- 3 私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、貴社の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合を除き、貴社に対する商法上及び民法上の債務不履行責任及び不法行為責任の追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。

但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。